

〈あきぎん〉ローンカード規定

第1条 カードの発行

〈あきぎん〉ローンカード（以下「カード」という。）は、カードローン契約書（当座貸越契約書）にもとづいて株式会社秋田銀行（以下「銀行」という。）が発行するものとします。

第2条 カードの利用

- 1 カードは、銀行および銀行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という。）の現金自動支払機（現金自動預入・支払機を含む。以下「自動機」という。）を使用して当座貸越の借入をする場合、および銀行とその提携先の自動機を使用して、当座貸越の返済をする場合に利用するものとします。
- 2 銀行の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入・支払機を含む。以下「振込機」という。）を使用して、当座貸越の借入により振込資金を払戻し、振込の依頼をする場合も利用できるものとします。
- 3 銀行の自動機を使用して当座貸越の借入をするときは、銀行が特に定めた時間帯に限り、銀行所定の手数料をお支払いいただきます。この場合、銀行は手数料を、当座貸越の借入時に通帳および銀行所定の払戻請求書なしで自動的に当座貸越金に加算します。
- 4 提携先の自動機を使用して当座貸越の借入をするときは、当該提携先に対し、提携先所定の手数料をお支払いいただきます。

この場合、銀行は手数料を当座貸越の借入時に通帳および銀行所定の払戻請求書なしで自動的に当座貸越金に加算し、提携先に支払います。

第3条 自動機による出金（借入）

- 1 自動機を使用して当座貸越の借入をするときは、自動機の画面表示等の操作手順にしたがって自動機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、カードローン通帳および銀行所定の払戻請求書の提出の必要はありません。
- 2 自動機による出金は、自動機の機種により銀行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、銀行または提携先所定の金額の範囲内とします。
- 3 自動機を使用して当座貸越の借入をするときに、当座貸越借入金額と後記第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が、借入れることのできる金額を超えるときは、当座貸越の借入をすることができません。

第4条 自動機による入金（返済）

- 1 自動機を使用して当座貸越の返済をするときは、自動機の画面表示等の操作手順にしたがって自動機にカードまたはカードローン通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- 2 自動機による当座貸越の返済は、自動機の機種により銀行所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの入金は、銀行所定の枚数による金額の範囲内とします。
- 3 自動機を使用して当座貸越の返済をするときは、〈あきぎん〉キャッシュサービスご利用明細に返済金額を記載しませんので、第1項の操作において自動機の画面表示等により返済額をご確認ください。

第5条 振込機による振込

振込機を使用して振込資金を当座貸越の借入により払戻し、振込の依頼をするときは、振込機の画面表示等の操作手順にしたがって、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における当座貸越の借入については、カードローン通帳および銀行所定の払戻請求書の提出は必要ありません。

第6条 自動機利用手数料等

- 1 自動機または振込機を使用して当座貸越の借入をする場合には、銀行および提携先所定の自動機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」という。）をいただきます。
- 2 自動機利用手数料は、当座貸越の借入時にカードローン通帳および銀行所定の払戻請求書なしでその当座貸越の借入をしたカードローン口座から自動的に引落します。
- 3 振込手数料は、振込資金の当座貸越の借入時にカードローン通帳および銀行所定の払戻請求書なしでその当座貸越の借入をしたカードローン口座から自動的に引落します。

第7条 自動機、振込機故障時の取扱い

- 1 停電、故障等により銀行の自動機による当座貸越の借入ができない場合には、窓口営業時間内に限り、銀行が自動機故障時の取扱いとして定めた金額を限度として、銀行本支店の窓口でカードにより当座貸越の借入をすることができます。なお、提携先の窓口ではこの取扱いはしません。
- 2 また、停電、故障等により銀行の自動機による当座貸越の返済ができない場合には、窓口営業時間内に限り、銀行本支店の窓口でカードにより当座貸越の返済をすることができます。なお、提携先の窓口ではこの取扱いはしません。
- 3 第1項による当座貸越の借入をする場合には、銀行所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえカードとともに提出してください。また、運転免許証等の銀行所定の本人を確認できる書類を提出してください。
- 4 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、第1項および第3項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

第8条 カードによる取引金額等の通帳記入

- 1 カードによる当座貸越の借入金額、返済した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、カードローン通帳か自動機もしくは銀行の通帳記帳機で使用された場合、または銀行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取り扱った場合にも同様とします。
- 2 なお、当座貸越による借入金額と自動機利用手数料金額は、それぞれの金額を分けて、当座貸越による借入金額と振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

第9条 カード・暗証の管理等

- 1 銀行は、自動機または振込機の操作の際に使用されたカードが、銀行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを銀行所定の方法により確認のうえ、当座貸越の借入金額の出金を行います。
- 2 カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から銀行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる当座貸越の借入停止の措置を講じます。
- 3 カードの盗難にあった場合には、銀行所定の届出書を銀行に提出してください。

第10条 偽造カード等による出金（借入）

偽造または変造カードによる当座貸越の借入については、本人（個人に限ります。）の故意による場合、または当該借入について銀行が善意無過失であって、本人に重大な過失があることを銀行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は銀行所定の書類を提出しカードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について銀行の調査に協力するものとします。

第11条 盗難カードによる出金（借入）

- 1 カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた当座貸越の借入については、次の各号のすべてに該当する場合、本人（個人に限ります。）は銀行に対して当該借入にかかる損害の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) カードの盗難に気づいてから、すみやかに銀行への通知が行われていること。
 - (2) 銀行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - (3) 銀行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- 2 第1項の請求がなされた場合、当該借入が本人の故意による場合を除き、銀行は、銀行へ通知が行われた日の30日（ただし、銀行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当座貸越の借入にかかる損害額に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を補てんするものとします。ただし、当該借入が行われたことについて、銀行が善意無過失であり、かつ本人に過失があることを銀行が証明した場合には、銀行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- 3 第2項の規定は、第1項にかかる銀行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な当座貸越の借入が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- 4 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを銀行が証明した場合には、銀行は補てん責任を負いません。
 - (1) 当該借入が行われたことについて、銀行が善意無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合
 - a 本人に重大な過失があることを銀行が証明した場合
 - b 本人の配偶者、2親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦等）によって行われた場合
 - c 本人が、被害状況についての銀行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第12条 カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合、または氏名、住所、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から銀行所定の方法により最寄りの銀行本支店に届出てください。

第13条 カードの再発行

- 1 カードの盗難、紛失等の場合のカード再発行は、銀行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、または保証人を求めることがあります。
- 2 カードを再発行する場合には、銀行所定の再発行手数料をいただきます。

第14条 カードの破損、変形等

カードが破損・変形等のため使用できなくなった場合には、当該カードを添えて、書面により取扱店に届出てください。この場合のカードの再発行は銀行所定の手続きをした後に行います。

第15条 自動機、振込機への誤入力等

自動機、振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、銀行は責任を負いません。なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第16条 解約、カードの利用停止等

- 1 カードローン口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを取扱店に返却してください。
- 2 カードの改ざん、不正使用など銀行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、銀行から請求があり次第、直ちにカードを取扱店に返却してください。
- 3 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、銀行の窓口において運転免許証等の銀行所定の本人を確認できる書類の提示を受け、銀行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - (1) 第17条に定める規定に違反した場合
 - (2) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると銀行が判断した場合

第17条 譲渡、質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第18条 カードの有効期限

カードの有効期限は、ローン契約に定める契約期限とします。なお、ローン契約の契約期限を延長した場合はカードの有効期限を自動的に延長します。

第19条 規定の変更

- 1 この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(以 上)